

令和元年台風第19号による被災者生活再建支援のお知らせ

令和2年2月1日 第4号 佐野市復興推進本部

電話番号:25-8513

〇各支援制度窓口について(ご案内)

各種支援制度の窓口について、以下のとおり引き続き相談・受付を行います。各種手続きのお済でない方につきましては、お早めに申請、手続き等をお願いいたします。

▶受付時間 【平日】8 時 30 分から 17 時 15 分まで

▶相談・受付場所、問合せ先

①被災住宅の応急修理について・・・・建築住宅課(市役所5階) 電話:20-3103 ②国民健康保険税の減免について・・・・市民税課税政係(市役所2階)電話:20-3007

③介護保険料の減免について・・・・・介護保険課(市役所1階) 電話:20-3022

④「り災証明書」の発行について・・・・市民課(市役所1階) 電話:20-3019

田沼行政センター電話:61-1124葛生行政センター電話:86-4713

※各支所においても、り災証明の発行受付をいたします。

〇災害見舞金・被災家財等購入等補助金について

災害見舞金、被災家財等購入等補助金の申請は、3月31日(火)までにお願いします。

なお、被災家財等購入等補助金については、原則として2月29日(土)までに購入したものが補助対象 になります。

- ※詳細につきましてはお問い合わせください。また、期限までに申請が間に合わない場合は、個別に ご相談ください。
- ▶相談・受付場所、問合せ先 社会福祉課管理係(市役所2階)電話:20-3020

○災害救助法に基づく被服、寝具その他生活必需品の給与について

半壊以上または床上浸水被害に遭われた方を対象に、現在もなお通常の日常生活に戻ることが直ちに難しく、寝具や衣服などがない方もしくは、現在も他人からお借りしている方を支援します。ご不明な点などがございましたら復興推進室までご連絡ください。(対象の方には、通知でご案内しております。また、制度の詳細については、佐野市ホームページ「令和元年台風第19号関連情報」をご覧ください。)

▶問合せ先 復興推進室(市役所6階) 電話:25-8513

〇雑損控除による市・県民税の軽減について

災害により、住宅や家財、車両などに損害を受けたときは、雑損控除により所得税や市・県民税が軽減される場合があります。雑損控除の適用を受けるためには、確定申告または市・県民税の申告が必要です。 ▶令和2年度市・県民税の申告受付

期間:令和2年2月14日(金)から令和2年3月16日(月)まで

日程・会場は、「広報さの2月号」または「佐野市ホームページ」をご覧ください。

- ※申告期間中は、市民税課窓口での申告書作成のための相談は行いません。
- ※収入が給与・年金のみの方は、市・県民税の申告会場でも確定申告が可能です。 それ以外の方の確定申告は、佐野税務署での相談・提出となります。
- ▶問合せ先 市民税課市民税係(市役所2階) 電話:20-3008

〇り災証明における家屋の再調査について

台風第19号の災害に係る被害認定については、第1次調査(外観目視や浸水深による調査)を行い、被害程度(全壊・半壊等)を判定していますが、申し出があった場合は、第2次調査(建物内部への立ち入り調査)および必要に応じて再調査を実施いたします。

▶問合せ先 資産税課(市役所2階)電話:20-3009

〇居住の用に供する住宅の床下消毒について

住宅の床下消毒に係る以下の①、②につきまして、受付が令和2年3月31日(火)までとなりますので、申込みがお済みでない方におかれましては、お早目の申込みをお願いいたします。

- ①居住の用に供する住宅(貸家、集合住宅および店舗併用住宅を含む)の床下消毒作業申込み
- ②消毒作業をご自身又は業者等に依頼して行われた方への補助(上限:1万円)
- ※①と②の併用はできません。
- ▶相談・受付場所、問合せ先 消毒担当(市役所5階 東側フロア) 電話:86-9511

○被災家屋等の公費解体または解体費用の償還について

①公費解体制度

被災した家屋等について、被災家屋等の所有者の申請に基づき、市が公費で解体・撤去を実施します。

②自費償還制度

市が公費解体に着手する前に所有者等が自ら解体・撤去に着手した場合に、市が定めた限度額の範囲内で費用の償還を実施します。限度額を超えた分の費用は個人負担となります。

- ※自費償還制度は、令和2年3月31日(火)までに解体工事業者等と契約を締結した(または契約を締結する)解体・撤去工事が対象となります。
- ※必要書類等は市ホームページや市役所等に設置しているハンドブック (第3版) をご確認ください。
- ①と②の制度の対象となるもの、対象とならないもの、対象範囲等の詳細については、生活再建支援ハンドブック、佐野市ホームページ等をご参照願います。
- ▶申請受付窓口の開設について
- 〇申請受付(佐野市役所1階 佐野市紹介スペース)

日時:令和2年2月4日(火)から令和2年3月31日(火) 9:00~17:15

- ※原則平日のみの開設となります。
- ※申請受付は混雑緩和のため予約制とさせていただきます。窓口または電話にてご予約いただきますようお願いいたします。
- ※申請書類は、窓口にてお受け取りいただくか、ホームページからダウンロードしてください。
- ※公費解体の着工は、工事の都合上受付順とはなりませんので、予めご了承ください。公費解体工事の開始は令和2年4月以降となります。
- ▶問合せ先 復興推進本部(公費解体担当窓口 市役所1階佐野市紹介スペース) 電話:86-9372

〇被害に遭われた農業者への支援について

支援に際して、現在、相談や被災情報を基に農政課職員による現地調査を実施しております。被災を受けた農地及び農業用施設について、以下の支援を案内しておりますが、まだ相談がお済みでない方は、問合せ先までご連絡をお願いいたします。

1、国庫補助による災害復旧

国が定めた基準に基づき概算事業費を算定し、その金額が40万円以上の工事を対象に、国の査定を 経た内容について市が復旧工事を施工し、その費用を全額、国及び市が負担します。

2、市単独事業による災害復旧

国が定めた基準に基づき概算事業費を算定し、国の災害復旧の対象にならない13万円以上40万円 未満の工事を対象として、市が復旧工事を施工し、その費用を全額市が負担します。

3、本市独自の災害復旧支援策

国及び市の災害復旧事業の基準に満たない小規模の災害復旧等について、受益者本人(複数の農家が 共同して行うことを含む)が復旧作業を行う場合、その費用の一部を次のとおり支援します。

①市単独土地改良事業

国や市の災害復旧事業に頼らずに自ら工事発注を行い、農業用水路の土砂の撤去や、農地に堆積した土砂の撤去又は流出農地の復旧を行うことに対し、その費用について40万円を限度に市が全額補助します。

- ▶補助対象者:農業者本人、水利組合、土地改良区等
- ▶補助基準:市が定める補助金交付基準による手続きが必要。

②農業用施設等原材料支給事業

農業生産基盤の復旧のため、農業用用排水路その他の農業用施設の改修等を自ら実施するものに対し、その施設等の復旧に要する原材料について10万円を限度に支給します。

- ▶支給対象者:水利組合、土地改良区、農業者本人
- ▶補助基準:市が定める原材料支給申請書による手続きが必要。

▶問合せ先 農政課農業振興係(市役所3階) 電話: 20-3043

○都市計画法に基づく開発行為許可等申請手数料の免除について

- ▶対象となる方:建築物被害の「り災証明書」の発行を受け、「開発行為許可等手数料免除申出書」により申出し、免除することが適当と認められる方。
- ▶対象期間 り災した日(令和元年10月12日)から令和3年10月11日まで。
- ▶必要書類 「開発行為許可等手数料免除申出書」、「り災証明書」
- ▶問合せ先 都市計画課(市役所5階) 電話:20-3100

※各支援制度の詳細については『令和元年台風第19号被災者生活再建支援ハンドブック第3版』を2月3日(月)より市役所、各行政センター、各支所、各公民館へ設置いたしますので、ご活用ください。 【佐野市 HP にも掲載しております。】